事業番号

059

平成25年行政事業レビューシート (復興庁)												
事業名		東日本大震災復旧・復興に係る特 に必要な経費(復興関			^導 担当部局庁		復興庁			作成責任者		
	業開始・ (予定)年度			担当	課室	統括官付参事	官(予算・会計技	担当)	参事官 大野		秀敏	
会			東日本大震災復興	特別会計	政策・	施策名	東日本		策の推進 復興に係る	 進進 ニ係る施策の推進		
根拠法令 (具体的な 条項も記載)		国民健康保険法74条、健康保険法第154条の者の医療確保に関する法律第20号				計画、通等	平成24年度東日本大震災復旧・復興に健康診査の国庫補助について(平成24 保0807第3号厚生労働事務次官通知)			- 係る国民健康保険特定		
事業の目的 (目指す姿を簡潔 に。3行程度以内)		東日本大震災の被災者に係る特定健康診査の受診機会を確保するため、保険者に対し特定健康診査事業に要する経費の一部を補助するもの。										
(5行科		東日本大震災の被災者である被保険者等に対する特定健康診査事業 ①特定健康診査に係る自己負担金免除による損失への助成 ②避難先の健診機関等での特定健康診査に要する費用と警戒区域等の保険者が実施する特定健康診査に要する費用との差額への助成 実施主体:保険者(全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険組合、市町村)補助率:10/10										
美	施方法	□直接実施	□委託・請負	■補助 	□負担	□交	付 口貸付	□その	他			
				22年度	23年度		24年度	25年		2	6年度要	求
	予算額・ 執行額 位:百万円)	予算補正の状	初予算	弧内は厚生労		\rightarrow	63		15		15	
3			<u> </u>	省が計上した	252		△48		-			
4		況	生生	様の事業(厚労働省951)	_							
(平)			- ic	予算額を参考 載しているも	252		14	15	15		15	
		執行	額		41		11					
		執行率(%)			16.3%		78.6%					
		成果指標				単位	22年度	23年度	24年	度		漂値 年度)
اِ	目標及び成果実績 ウトカム)	特定健康診査事業の受診者数			成果実績	Д	-	38,699	8,40	0	_	-
					達成度	%	_	ı	_			
		活動指標				単位	22年度	23年度	24年	度	25年度	活動見込
活動指標及び活 動実績 (アウトプット)		特定健康診査事業に係る保険者への国庫補助額			活動実績	千円	_	41,728	11,06	30	-	_
					(当初見 込み)			_	(–)		(-)
単位当たりコスト				(1, 309円/人)	執行額 11百万円 対象者 8,400人 執行額÷対象者=単位あたりコスト							
		t 目	25年度当初予算	26年度要求		·	主	な増減理由				
平成25・26年度	補	助金	15	15	予算編成過	程で検討						
年度予算												
内訳	計		15 15									

	事業所管部局による点検										
			項 目			評価	評価に関す	る説明			
心書	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。					0	・被災者に係る特定健康診査の受診機会を確保する の補助であり、国が支援すべき事業である。				
要投		2方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。				0	・被災地の保険者等からの要望 する特定健康診査の受診機会を	があること、被災者に対			
一	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業と なっているか。					0	ることから優先度の高い事業で				
	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。					_					
事	受益者との負担関係は妥当であるか。					0	・代表保険者と健診機関の代表 ・単価等を決定する過程において				
業の	単位当たりコストの水準は妥当か。					0	保されているものと考える。 ・受益者の負担はなく、被災者等				
効率	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。						文価句の負担はない、板欠句				
性	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。						れている。				
			の理由は妥当か。(理由を右			_					
事業		に当たって他 <i>の</i> 氐コストで実施 [・])手段・方法等が考えられる場 できているか。	合、それと比較してより	効果的	0	・事業の実施主体である個々の保険者が被保険者の避難先の個々の健診機関と契約を結ぶのではなく、代表保険者と健診機関の代表が契約を結ぶこととしており、より効率的に事業を実施することができる仕組みとしている・助成を必要とする保険者に対し補助することができた。				
有	活動実績	は見込みに見る	合ったものであるか。			0					
効性	整備された	た施設や成果物	勿は十分に活用されているか 。			_					
			他部局・他府省等と適切な役 変あ名事業の左に記載)	割分担を行っているか。	,	0					
重複	(役割分担事業番号]容を各事業の右に記載) 類似事業名	所管府省•	部局名		特定健康診査事業において、40歳から75歳未満を とし、後期高齢者医療制度事業において75歳以上8				
排	057		リニ係る後期高齢者医療制度事業費補助金(復興関連事業)	復興庁	ную п		象として実施しているため、適切				
除							_ි් රිං				
	精果 観点から、今後も今後も国庫補助を継続すべきである。										
	į			行政事業レビュー推進	ミナームの	竹兄					
	現 状 避難指示区域等の被災者の健康診査の受診機会を確保するため、復興に資する必要性の高い事業であり、引き続き適切な予算執行を進め 通 ること。 り										
			所見を	踏まえた改善点/概算	要求におけ	する反映:	状況				
	現状通り	引き続き適切な	な予算執行に努めていく。								
備者											
			<u></u>	連する過去のレビュー	シートの事	業番号					
		成22年		平成23年			平成24年				

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

復興庁 予算:14百万円(平成24年度)

[厚生労働省へ移替え]

保険者が東日本大震災の被災者に対し実 施する特定健康診査等に要する経費補助し、 円滑な実施を支援。

 \downarrow 【補助】

A. 保険者 執行:11百万円(平成24年度) 東日本大震災の被災者に対し特定健康診 査等を実施。

 \downarrow 【委託】

委託先(医療機関等) 特定健診等の実施

資金の流れ (資金の受け取り 先が何を行ってい るかについて補足 する)(単位:百万 円)

		A.全国健康保険協会			E.					
	費 目	使 途	金額(百万円)	費 目	使 途	金額(百万円)				
	委託料	医療機関等特定健診等の実施に係る委託料	4			(B)/I)				
	計		4	計		0				
	В.				F.					
	費目	使 途	金額(百万円)	費目	使 途	金額(百万円)				
費目・使途										
費目・使途 (「資金の流れ」に おいてブロックごと に最大の金額が										
に最大の金額が 支出されている者 について記載す る。費目と使途の 双方で実情がお										
かるように記載)			0							
	<u></u>			計	·	0				
	# 0	C.	金額	# 0	G. 使 途	金額				
	費目	使 途	(百万円)	費目	火 透	(百万円)				
	計		0	計		0				
	D.			Н.						
	費目	使 途	金額(百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)				
	計		0	計		0				

支出先上位10者リスト A.

Λ.	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	全国健康保険協会	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査を実施する。	4		
2	楢葉町	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査を実施する。	1		
3	飯舘村	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査を実施する。	1		
4	浪江町	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査を実施する。	1		
5	富岡町	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査を実施する。	1		
6	川内村	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査を実施する。	1		
7	双葉町	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査を実施する。	1		
8	葛尾村	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査を実施する。	1		
9	南相馬市	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査を実施する。	1		
10	川俣町	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査を実施する。	1		